

自転車通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徒歩による通学が困難な地域から八王子市立の中学校へ自転車を利用して通学している生徒（以下「生徒」という。）の保護者の負担軽減を図るためにその年間維持管理に要する経費の一部を補助するものとし、その交付については補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、本年度において次に掲げる事項のいずれにも該当する生徒の保護者とする。

(1) 正規の通学区域内の通学者。

(2) 通学校に4か月を超えて在籍し、その期間、自転車通学をしている者。

(3) 通学距離が原則として2km以上で、自転車を利用することについて、生徒の通学する学校の長（以下「学校長」という。）の許可を受けている者。

2 相談学級に通う生徒については、前項の規定を次のとおり読み替える。

(1) 八王子市内から通級している者。

(2) 4か月を超えて通級し、その期間、自転車通級をしている者。

(3) 通級距離が原則として2km以上で、自転車を利用することについて、生徒の通級する学校の長（以下「学校長」という。）の許可を受けている者。

(補助金額)

第3条 補助金額は、生徒1名につき年額2,000円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、当年10月又は翌年3月に自転車通学費補助金交付申請書、口座振替依頼書兼代理人選任届（様式1（様式略））。以下「申請書」という。）を学校長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、申請時期については市長が特に必要であると認めるときに限りこれを変えることができる。

(事務の委任)

第5条 前条に規定する申請書の提出により、保護者は次の行為についての権限を学校長に委任するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書の受領行為

(2) 保護者の指定する金融機関の口座への振込依頼行為

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、学校長から第4条の規定による申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、結果は自転車通学費補助金交付決定通知書（様式2（様式略））により学校長に通知するものとする。

(交付時期)

第 7 条 補助金の交付時期は、当年 10 月に申請のあったものについては同年 11 月に、翌年 3 月に申請のあったものについては同月に支給する。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は補助金の交付を受けたものが申請書に偽りの記載をしたことにより補助金の交付を受けた場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第 9 条 補助金の交付手続については、規則第 12 条及び第 13 条の規定による手続を省略する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。